戸籍の記載事項に氏名のフリガナが追加されます

5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の記載事項に氏名のフリガナが追加されることになりました。本籍地の市区町村長から、戸籍に記載される予定のフリガナが通知されます。通知のフリガナが正しいときは、届け出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されます。

本籍地の市区町村長から通知書が届いたら、
戸籍に記載される予定のフリガナをよく確認する

フリガナが合っている

届け出をしなくても
そのフリガナが
戸籍に記載されます

フリガナが間違っている

届け出をしてください

期間　5月26日（月）～来年5月25日（月）
届出できる人　通知書に記載
届出方法　法務省HP掲載の届出書を提出
※一般に認められているものでない読み方を用いている場合は、読み方が使われていることを示す資料（パスポート、預貯金通帳など）も必要です

❶ **オンライン（マイナポータル）→**
※マイナンバーカードの暗証番号が必要です

❷ **必要書類を用意して窓口へ来庁**
市民課（テラス沼田3階）

❸ **来庁が困難な人は、**
電話にて必要書類を確認の上、郵送も可能です
本籍地が沼田市の人は、
〒378-8501 沼田市下之町888番地
市民課　戸籍フリガナ担当
☎23-2111 内線3062

詳しくは
法務省HPを
ご覧ください

- フリガナの届け出に**手数料は一切かかりません**
- 届け出をしなかったとしても、**罰則や罰金はありません**
- フリガナの届け出にあたって、
  法務省や市区町村に**金銭を支払うよう要求することはありません**
- **詐欺に注意**してください

問合せ　市民課管理戸籍係☎内線3062